

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計 画 主 体	山口県長門市

長門市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	長門市役所経済観光部農林水産課
所 在 地	山口県長門市東深川 1 3 3 9 - 2
電 話 番 号	0 8 3 7 - 2 3 - 1 1 3 9
F A X 番 号	0 8 3 7 - 2 2 - 8 4 5 8
メールアドレス	nogyo.shinkou@city.nagato.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・サル
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	山口県長門市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積（被害量）	被害金額
イノシシ	水稻、野菜等	9.76ha	9,621 千円
ニホンジカ	水稻、造林木等	6.16ha	6,744 千円
サル	野菜・果樹等 椎茸	1.74ha 263 kg	3,958 千円

(2) 被害の傾向

- イノシシ被害は水稻だけではなく、畑作物への被害也多発している。また、民家周辺や市街地での目撃もあり、生育地域は市内全体に広がっている。被害防止対策を実施しているが、防護柵の未設置個所への被害が拡大しており、今後は未設置個所の整備及び捕獲活動による生育頭数を減少させる取組が必要となる。
- ニホンジカ被害は山口県西部から他市へ被害が拡大しており、市内においては、今まで被害の見られなかった油谷向津具半島でも被害が発生しており市内全域に広がってきている。捕獲を強化しているが、シカの生息頭数は減少していないように思われる。
- サルの被害は、果樹、野菜等が主であるが、有効な手段がないのが実情である。生育区域は市内全域にわたっており、最近、市街地での目撃もあり、農作物だけでなく人的被害の恐れがある。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 (令和3年度)	目標値		
			(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7年度)
イノシシ	被害面積	9.76ha	9.22ha	8.77ha	8.33ha
	被害額	9,621 千円	9,120 千円	8,640 千円	8,160 千円
ニホンジカ	被害面積	6.16ha	5.87ha	5.58ha	5.30ha
	被害額	6,744 千円	6,270 千円	5,940 千円	5,610 千円
サル	被害面積	1.74ha	1.68ha	1.59ha	1.51ha
	被害額	3,958 千円	3,610 千円	3,420 千円	3,230 千円
合 計	被害面積	17.66ha	16.77ha	15.94ha	15.14ha
	被害額	20,323 千円	19,000 千円	18,000 千円	17,000 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	毎年、有害鳥獣捕獲隊を編成し、又有害獣捕獲計画を樹立し有害鳥獣の捕獲を実施している。 捕獲意欲の向上による捕獲強化を図るため、有害鳥獣捕獲隊への捕獲事業委託料について、捕獲実績に基づき委託料を支払っている。さらに、捕獲従事者確保のため、狩猟免許取得に係る経費補助を行っている。 また、隣接する下関市との共同一斉捕獲も実施しており、市境を越え、広域的に捕獲に取り組んできた。 捕獲機材について、山口県の事業等を活用し、防護柵と一体的に設置することで、捕獲活動の強化に取り組んでいる。	捕獲隊においても高齢化が進んで来ており、捕獲従事者の確保等が課題である。 有害鳥獣の捕獲頭数は増加しているが、被害区域の拡大がみられるため、更なる被害対策を講ずる必要がある。 市街地においてサルが出没し、銃による捕獲ができない状況において、効果的な追払い、捕獲を考慮する必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、集落単位での鳥獣害防護柵の設置に取り組んできた。また、上記事業では賄いきれない部分については、市費により防護柵設置の補助を行うことできめ細やかな対応や農家の負担軽減に努めてきた。 また平成26・27年度の2ヶ年で長門市を中央で東西に横断する防護柵を設置し南部森林地区から北部への生息区域の拡大を防ぐ対策を実施。 南部地区内については、平成28年度以降、中山間総合整備事業及び農地耕作条件改善事業を活用し防護柵による被害対策を強化してきた。	集落的な取り組みが進んできてはいるが、いまだ有害鳥獣の田畑への侵入を防ぐには至っていない。 高齢化に伴い、防護柵の維持管理が困難になってきている。
生息環境管理その他の取組	有害鳥獣の被害にあった地域の緩衝帯の整備や放任果樹の除去の指導を行ってきた。	更なる被害防止のため、今後は、長門市全域で有害鳥獣が侵入しやすい山ぎわの地区での緩衝帯の整備や放任果樹の除去の取組を推進していく必要がある。

（５）今後の取組方針

鳥獣被害防止総合対策事業等を活用し鳥獣被害が多発している箇所に防護柵の設置を進めるとともに、捕獲対策に重点を置き加害個体の捕獲をすることで被害の防止に取り組む。また中山間総合整備事業及び農地耕作条件改善事業等を活用し防護柵による被害対策を強化するとともに、捕獲した鳥獣のジビエ利活用頭数を増やすなど捕獲従事者の所得向上にも配慮しながら捕獲強化に努め、被害の防止に取り組む。

また、地域住民が一体となって主体的に被害防止活動を行う「地域ぐるみの被害防止対策」を推進するとともに、他市との広域的な被害防止対策に取り組み、被害の軽減を図る。

外来生物による農作物の被害が増加しているため、はこわなの積極的な貸出、報奨金の金額を上げる等の取組を行い、捕獲強化に努める。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

山口県長門猟友会

農林業者等からの依頼を受けて、各地区で結成された捕獲隊が有害鳥獣の捕獲を行う。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
５	イノシシ ニホンジカ サル	従来行ってきた捕獲対策を継続して行うとともに、捕獲機材の更なる導入や ICT 等を活用し捕獲の負担軽減や効率化を図る。 新規に銃猟免許・わな猟免許を取得する者に対し、必要経費の助成を継続して行うことで捕獲従事者の確保を図る。
６	イノシシ ニホンジカ サル	同 上
７	イノシシ ニホンジカ サル	同 上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
令和元年から令和3年までの過去3年間の捕獲実績は、平均でシカが831頭、イノシシが717頭、サルが62頭となっている。また、生育地域は市内全体に広がっており、防護柵の未設置個所への被害が拡大していること、市街地での目撃もあり、農作物だけでなく人的被害の恐れがあることを考え、今後さらに捕獲実績増やしていく必要があるため、捕獲実績よりも多い数の捕獲計画数を設定している。	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	1000頭	1000頭	1000頭
ニホンジカ	850頭	850頭	850頭
サル	80頭	80頭	80頭

捕獲等の取組内容
被害発生予察に基づき効果的な捕獲を行うため、次のとおり捕獲計画を樹立する。 (1) 捕獲を効果的に実施するため、捕獲隊を編成し銃器による捕獲を実施するとともに、囲いわな、はこわな、くくりわなによる捕獲も併せて実施する。 (2) 捕獲の実施については、「長門市有害鳥獣捕獲実施要領」に基づいて実施する。 (3) 各年度の有害鳥獣捕獲計画書に基づいて実施する。 (4) その他 ① 原則として、市内区域毎に捕獲隊を編成するが、捕獲効果を上げるため、合同の捕獲も実施する。 また、隣接する各市の捕獲隊と市の区域を越えての捕獲も実施する。 ② 囲いわな、はこわなの管理は、捕獲従事者がこれを行う。 ③ 突発的に捕獲を要する事態を生じた場合は、状況を勘案し緊急協議の上、適切な捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
—

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
長門市	—

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	柵の種類	整備内容		
		5年度	6年度	7年度
イノシシ	フェンス	500m	500m	500m
	電気柵	2,000m	2,000m	2,000m
	ワイヤーメッシュ	1,000m	1,000m	1,000m
ニホンジカ	フェンス	1,400m	1,400m	1,400m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5～7年度		
イノシシ	柵の見回り 柵周辺の草刈り 柵の修繕	柵の見回り 柵周辺の草刈り 柵の修繕	柵の見回り 柵周辺の草刈り 柵の修繕
ニホンジカ	柵の見回り 柵周辺の草刈り 柵の修繕	柵の見回り 柵周辺の草刈り 柵の修繕	柵の見回り 柵周辺の草刈り 柵の修繕

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

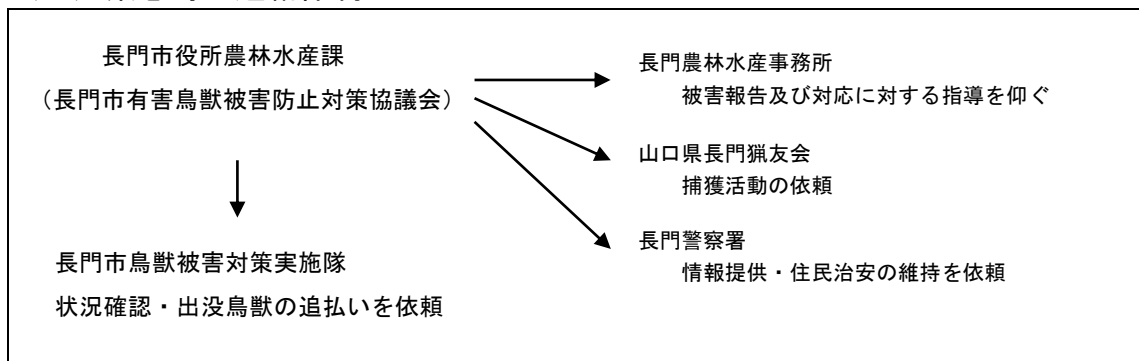
年度	対象鳥獣	取組内容
5	イノシシ ニホンジカ サル	鳥獣の隠れ場所となる藪の刈払い等集落の環境整備を行う。 サルについては、囲いわなによる群ごとの捕獲を行いつつ、追払い活動、放任果樹の除去等を行う。
6	イノシシ ニホンジカ サル	同上
7	イノシシ ニホンジカ サル	同上

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
長門市経済観光部農林水産課農業振興班	関係機関への連絡調整、地域住民への注意喚起
山口県長門農林水産事務所 森林部森林保全課	対象鳥獣の捕獲・追払いに関する指導・助言
山口県長門猟友会	対象鳥獣の捕獲活動
長門市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の追払い活動、地域住民への被害防止に係る助言・指導
山口県警察長門警察署	住民の安全確保

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

長門市は6次産業が栄えるまちづくりを推進しており、有害鳥獣として捕獲したイノシシ、ニホンジカの肉を地産地消の食材等として有効に活用する。
利活用されないものは現場で埋設処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	精肉・加工肉
ペットフード	令和4年までの処理頭数は300頭前後であるが、令和5年度は処理頭数340頭、令和6年度は処理頭数360頭、令和7年度は処理頭数380頭を目指す。
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(2) 処理加工施設の取組

俵山猪鹿工房「想」で、「山口県野生鳥獣肉の衛生管理ガイドライン」に基づき、イノシシ、ニホンジカの肉を安心安全なジビエに処理加工し、食品・ペットフードとして、直売所での販売をはじめ、飲食店やインターネットを通じた販売等を行うとともに、商談会への参加、試食会・宣伝等による販路拡大、新商品の開発・国産ジビエ認証取得等に取り組む。

令和5年度は処理頭数340頭、令和6年度は処理頭数360頭、令和7年度は処理頭数380頭を目指す。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

処理加工施設の従業員の資質向上を図るため、各種研修等に参加する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
長門市経済観光部長	会長
山口県長門猟友会 会長	副会長
山口県長門猟友会 事務局長	副会長補佐
山口県農業協同組合 長門統括本部長	農作物被害状況の全体把握
山口県農業共済組合 組合長	農作物被害額の実態把握
山口県西部森林組合 組合長	造林木被害状況の全体把握
山口県漁業協同組合 運営委員長	鳥被害状況の全体把握
長門市農業委員会 会長	農家団体 代表
長門警察署 刑事生活安全課長	銃刀法等の指導
山口県鳥獣保護管理員	鳥獣の保護に関する業務、はこわな等の適正な管理の指導
俵山猪鹿工房 想（ジビエ利活用者）	鳥獣の食品としての利活用
長門市有害鳥獣捕獲隊長（銃隊）	
長門市有害鳥獣捕獲隊長（わな隊）	
長門農林水産事務所企画振興室	関連情報の提供、関連対策の助言・指導
長門農林水産事務所森林部森林保全課	関連情報の提供、関連対策の助言・指導
長門市経済観光部農林水産課農業振興班	事務局

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山口県農林総合技術センター	有害鳥獣被害防止に係る指導・助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

住民からの依頼を受けて、実施隊に加入した民間隊員が有害鳥獣の捕獲・追払い活動を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲隊の減少、高齢化が続く中で、狩猟免許新規資格取得者への補助金を実施する。

また、従来行ってきた捕獲対策を継続して行うとともに、捕獲機材の更なる導入や ICT 等を活用し捕獲の負担軽減や効率化を図る。

また、各地区に重点捕獲地区を設置して集中的に捕獲する場所を設定する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

記載事項なし